

第1章 計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1. 計画見直しの趣旨

小矢部市では、2003年（平成15年）に市の第1次計画となる「小矢部市男女共同参画プラン」を策定し、2013年（平成25年）3月には、2013年度（平成25年度）から2022年度（平成34年度）を計画期間とした「小矢部市男女共同参画推進プラン（第2次）（以下「2次プラン」という。）」を策定し、男女共同参画社会実現に向けて取り組んできました。

この結果、市民の男女共同参画社会への理解は深まり、女性の就業者の割合が高く推移している一方で、男女の固定的な役割分担意識は根強く残り、配偶者やパートナーからの暴力に関する相談件数も増加傾向にあるなど、未だ多くの課題が残っています。

こうした課題や急速に進行している少子高齢化等の社会情勢の変化に対応していくため、男女を問わず、すべての人が、その個性と能力を十分に発揮し、喜びも責任もともに分かち合う男女共同参画社会を実現することは、私たち一人ひとりが、いきいきと暮らしていくためにも、活力ある小矢部市を築いていくためにも必要不可欠です。

2017年度（平成29年度）に前期実施計画が終了するにあたり、2次プランの進捗状況の評価を踏まえ、現在の社会情勢等を反映して本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、基本計画に定めた基本理念や基本目標を維持しつつ、女性の活躍推進や配偶者等からの暴力の根絶に向けて一部改定を行うとともに、2018年度（平成30年度）から2022年度（平成34年度）までの5ヶ年の後期実施計画を策定します。



2. 計画の構成・期間と位置付け

(1) 計画の構成・期間

この計画は、「基本理念」に基づき、「基本目標」を定めます。基本目標の推進を図る「目標別計画」においては、それぞれに「重点課題」を示し、その対応策としての「施策の方向」と「具体的施策」を掲げます。

2次プランは、2013年度（平成25年度）から2022年度（平成34年度）までの10ヶ年を計画期間としています。今回は2次プランに後期実施計画（平成30年度～平成34年度）の「成果指標等」を追加するとともに基本計画の一部を見直し、「小矢部市男女共同参画推進プラン（第2次）改定版（以下「2次プラン・改定版」という。）」として策定します。

	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	(年度)
基本計画	2次プラン					一部改定					
実施計画	前期実施計画										

(2) 計画の位置付け

2次プラン・改定版は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画であり、国の「男女共同参画基本計画」、県の「富山県民男女共同参画計画」の趣旨を十分に踏まえます。

また、男女共同参画社会の実現を推進するため、「小矢部市総合計画」との整合及び関連する本市の部門別計画との連携を図り策定するものです。

なお、この2次プラン・改定版の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」第2条の3第3項による基本計画、及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項による推進計画として位置付けることとします。

3. 計画策定の背景

(1) 男女をとりまく環境の変化

1) 少子高齢化の進展

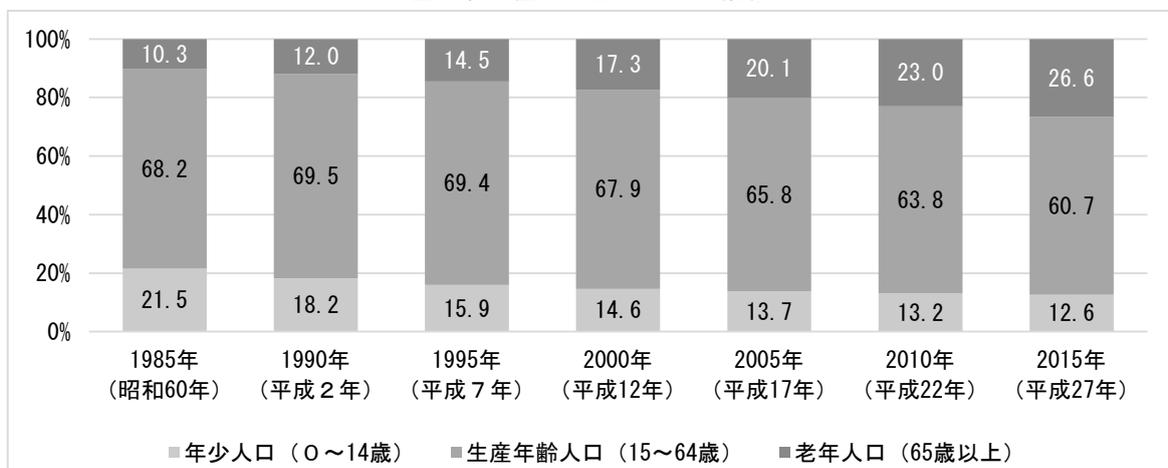
日本の人口に占める高齢者の割合は年々増加しており、老年人口率（65歳以上の人口割合）は1985年（昭和60年）に10.3%であったものが、2015年（平成27年）は26.6%と、2倍以上になっています。一方、年少人口率（14歳以下の人口割合）は1985年（昭和60年）に21.5%であったものが、2015年（平成27年）は12.6%と、約半分になっています。

また、合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む平均の子どもの数）については、若干増加しているものの人口維持の目安とされる2.08にはほど遠い状況です。

このように老年人口率が年少人口率を上回る傾向が続くと予測されることから、少子高齢化はますます進行すると考えられます。

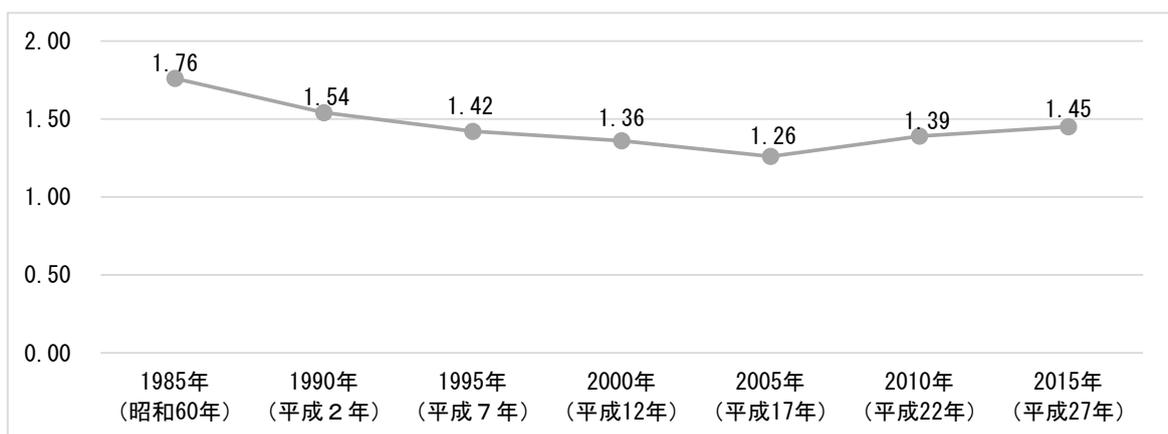
こうした少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口率（15歳以上64歳以下の人口割合）は今後とも減少し続けると予測され、労働力の減少や消費需要の減少、地域コミュニティの衰退等に繋がり、地域経済への影響や公的負担の増大等、様々な影響を及ぼすことが懸念されます。

図. わが国の年齢別人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

図. わが国の合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

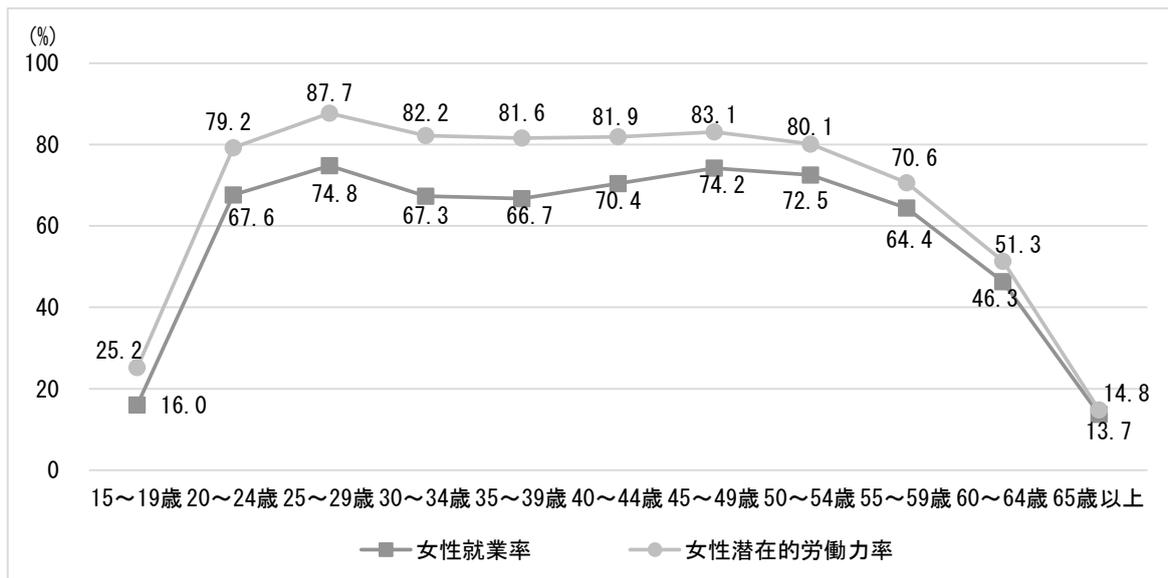
2) 女性の就業意識の高まり

日本の年齢階層別女性就業率は、25～29歳でいったんピークを迎え35～39歳までは減少し、45～49歳に再び増加した後、減少に転じるM字型を示しています。

一方、女性潜在的労働力率は全ての年代で女性就業率より高く、特に30歳代においては約15ポイント開いており、結婚・出産育児等により仕事を継続していくことの困難さがうかがえます。

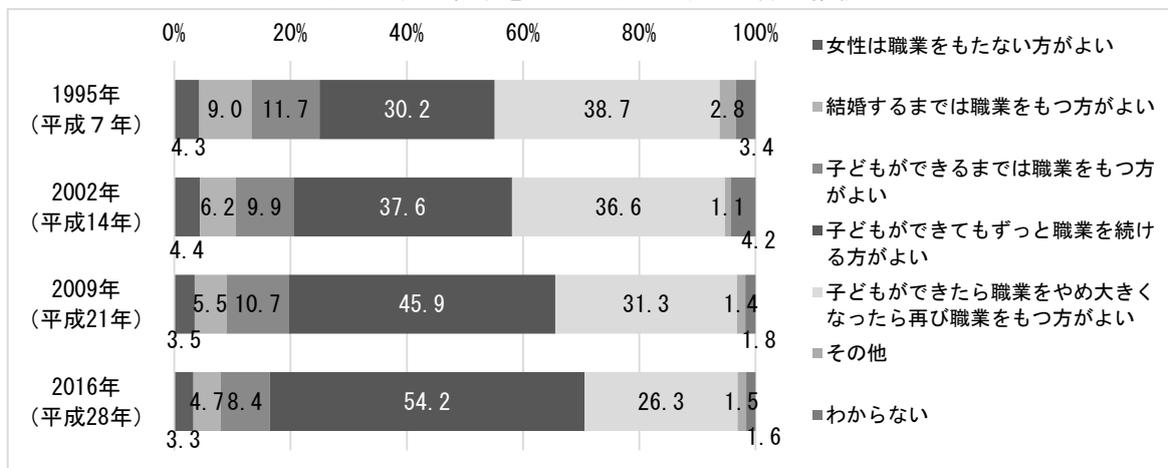
女性が職業をもつことに対する意識において、継続就業を求める割合が高くなってきていることから、女性が仕事を続けていく上で、結婚や出産、育児が障害とならないよう、女性の能力が発揮され、社会に参画できるシステムづくりが必要です。

図. わが国の年齢別女性就業率・潜在的労働力率の推移



資料：総務省「平成26年版情報通信白書」

図. 女性が職業をもつことに対する意識の推移



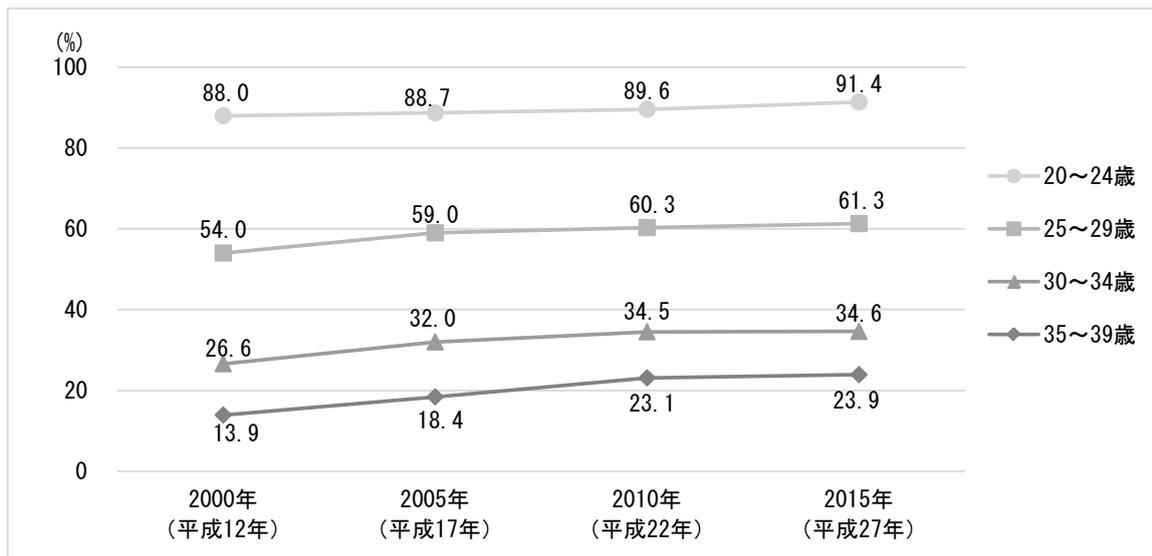
資料：内閣府大臣官房政府広報室「男女共同参画社会に関する世論調査」

3) ライフスタイルの変化

時代の変化とともに、人々の価値観は多様化し、そのライフスタイルも多様化してきています。女性の未婚者の割合は、いずれの年代でも増加しており、晩婚化や結婚しない道を選択する女性が増えつつあります。

男性においても、経済の停滞から生じる雇用システムの変化や男性自らの意識の変化等により、従来の仕事中心の生き方から、家庭生活や個人としての生きがいを重視する人が増えてきています。今後も、このような傾向がますます強まることが予想されることから、男性も女性も性別にかかわらず、自らの意思により様々なライフスタイルを選択できる社会の形成が必要です。

図. わが国の年齢階層別未婚者割合の推移（女性）



資料：総務省「国勢調査」

4) 経済活動と雇用の低迷

2008年（平成20年）9月のリーマンショックは、その後全世界規模の金融危機に発展しました。日本経済も世界的な景気後退の影響を受け、急速に景気が悪化することとなりました。その後徐々に景気持ち直しの動きが見られるようになっていましたが、2011年（平成23年）3月の東日本大震災で国内経済は再び大きな打撃を受けて、国内経済の回復は先行き不透明となっています。

経済環境の沈滞は、雇用削減による失業率の上昇や有効求人倍率の低迷、派遣社員の雇用調達等に直結し、今後も雇用情勢は厳しい状況が続くと予想されています。

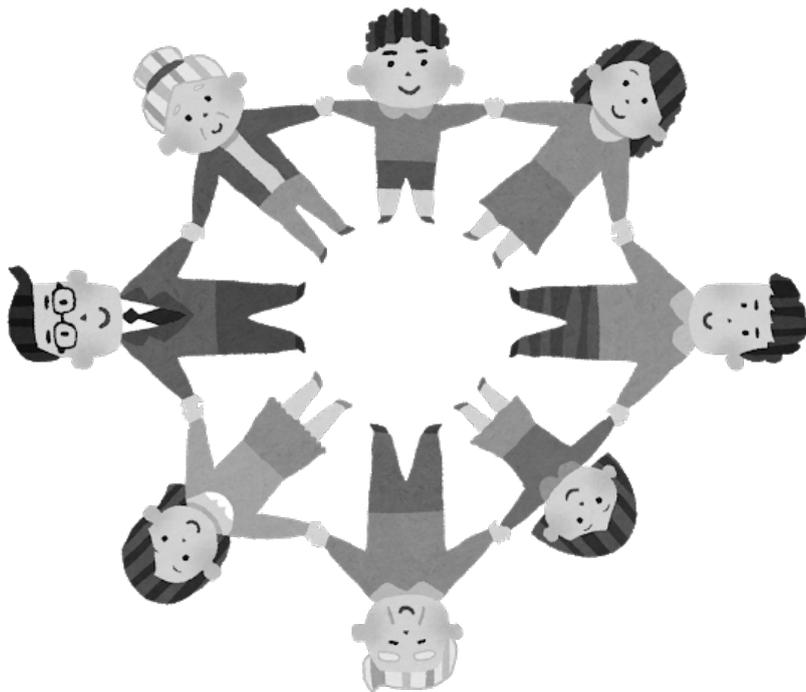
こうした経済・雇用状況を踏まえ、将来にわたり持続可能で弾力性と活力に富んだ社会の構築が、わが国の重要な課題となっています。

5) ボランティア意識とまちづくりに対する市民意識の高まり

2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災は、被災地も極めて広い地域に及び未曾有の大災害となりました。その歴史的苦難からの復旧・復興に大きな役割を果たしたのが、全国から駆けつけたボランティアの人々でした。これまでは、一般に世代があがるほどボランティア活動を行う割合は高くなる傾向があるとされてきましたが、近年ボランティア活動が学校教育課程でも取り上げられ、ボランティア経験のある人の割合は、29歳以下が最も高いという結果が出ています。

一方、市民社会の成熟化に伴い、自分たちのまちは自分たちでつくっていかこうとする動きが出てきているように、まちづくりに対する市民意識が高まってきています。また、地方分権の流れにより、行政には地域特性を活かした施策を展開し、市民と一緒にまちづくりに取り組んでいく、新しい形の行政運営が求められています。

このような中、めまぐるしい社会状況の変化等から、市民ニーズが多様化・高度化していますが、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなっていることから、市民個人や行政だけでなく、多様な担い手が協働しながら、みんなでまちづくりを行っていくことが必要とされています。

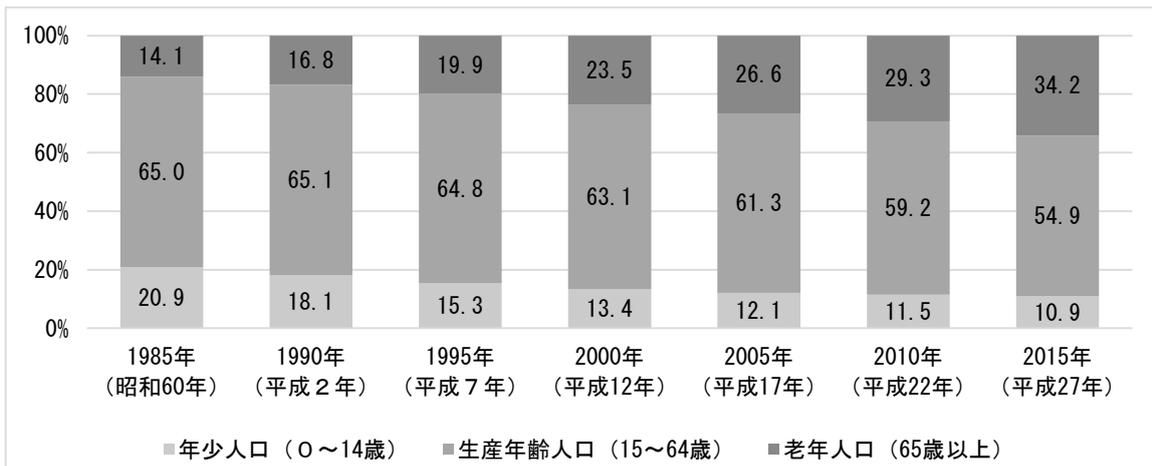


(2) 小矢部市の現況

1) 年齢別人口・世帯人員別世帯数の推移

小矢部市の人口に占める高齢者の割合は年々増加しており、老年人口率（65歳以上の人口割合）は1985年（昭和60年）に14.1%であったものが、2015年（平成27年）は34.2%（国26.6%、県30.5%）と、2倍以上になっています。一方、年少人口率（14歳以下の人口割合）は1985年（昭和60年）に20.9%であったものが、2015年（平成27年）は10.9%（国12.6%、県12.2%）と、約半分になっています。

図. 年齢別人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

図. 世帯人員別世帯数

年	人口	世帯数	一般世帯						施設等の世帯	
			世帯数	世帯人員	1~2人	3~4人	5~6人	7人以上	世帯数	世帯人員
1985年 (昭和60年)	36,711	8,417	8,404	36,134	1,526	3,022	2,950	906	13	577
1990年 (平成2年)	36,374	8,604	8,564	35,763	1,887	2,955	2,789	933	40	601
1995年 (平成7年)	35,785	9,111	9,081	35,174	2,638	3,037	2,510	896	30	611
2000年 (平成12年)	34,625	9,328	9,306	33,930	3,031	3,300	2,278	697	22	694
2005年 (平成17年)	33,533	9,502	9,502	32,572	3,513	3,429	1,980	580	30	957
2010年 (平成22年)	32,067	9,581	9,547	31,042	3,843	3,517	1,686	501	34	1,025
2015年 (平成27年)	30,399	9,517	9,478	28,295	4,208	3,396	1,473	401	39	1,104

資料：総務省「国勢調査」

2) 男女共同参画に関するアンケート（平成 29 年度実施）から

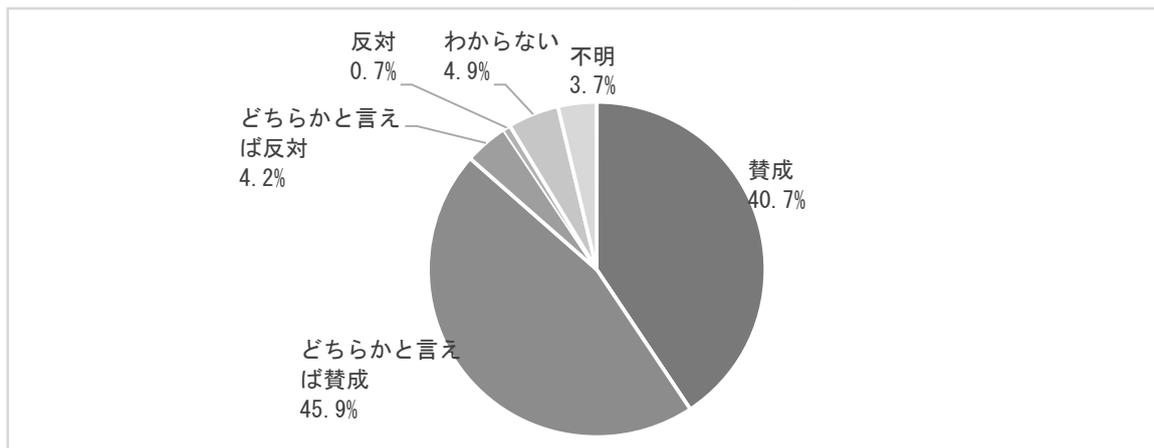
①家庭での家事・育児・介護の役割分担

家庭での夫と妻の役割に対する考え方について、「夫も妻も共同して家事・育児・介護をするべきである」との問いに、「賛成」「どちらかといえば賛成」が86.6%を占めています。

一方、実際の役割分担をみると、「掃除」や「食事のしたく」、「食事の後片付け、食器洗い」、「洗濯」、「育児」については、妻の負担が6割以上となっています。

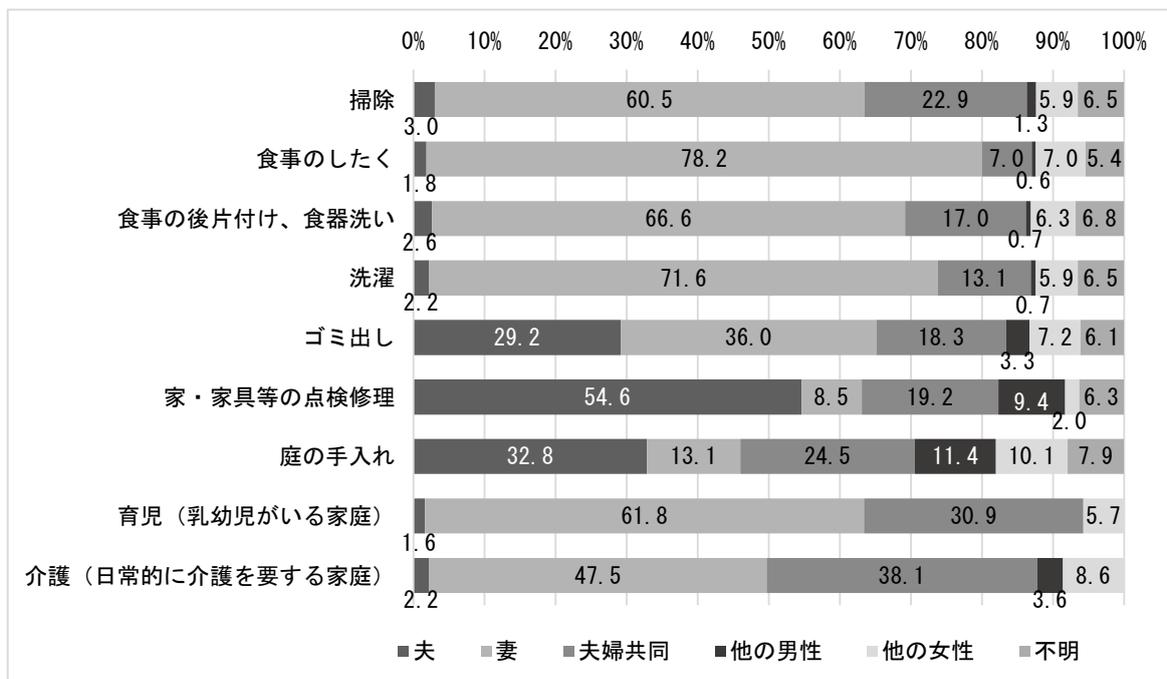
家庭の役割分担についての意識は変わってきていますが、実際の役割分担では、相変わらず妻の役割が大きく、今後、男女共同参画を進めるにあたって解消していく必要があります。

図. 「夫も妻も共同して家事・育児・介護をするべきである」考え方についての意見



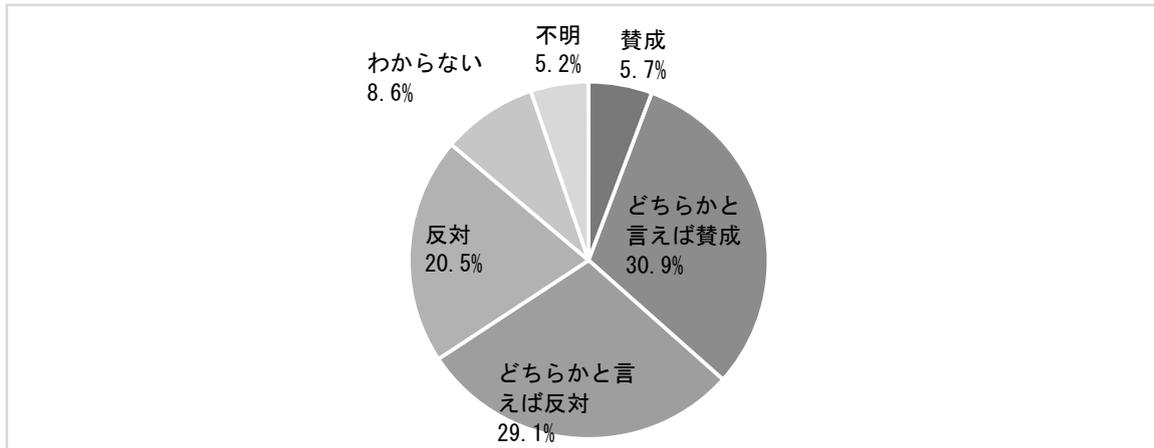
資料：平成 29 年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

図. 実際の家庭での役割分担

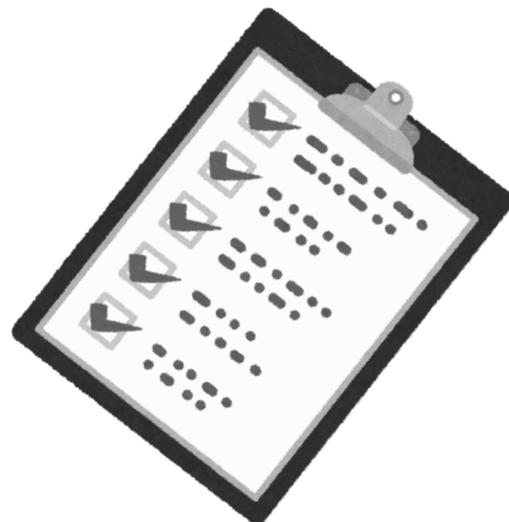


資料：平成 29 年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

図. 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」考え方についての意見



資料：平成 29 年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

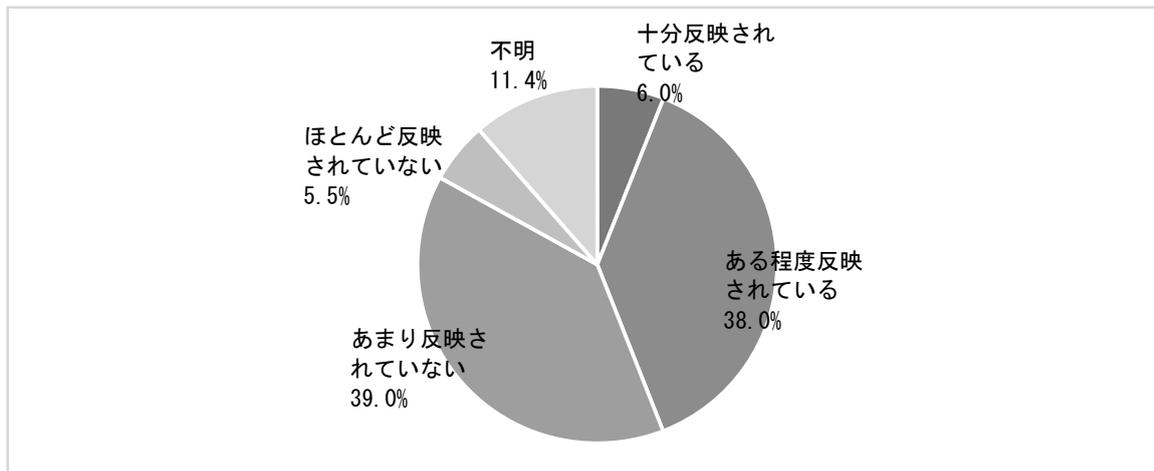


②政策・方針決定過程等への女性の参画

政策・方針決定過程等への女性の参画について、「女性の意見が政治や行政にどの程度反映されているか」との問いに、「あまり反映されていない」「ほとんど反映されていない」が44.5%を占めています。

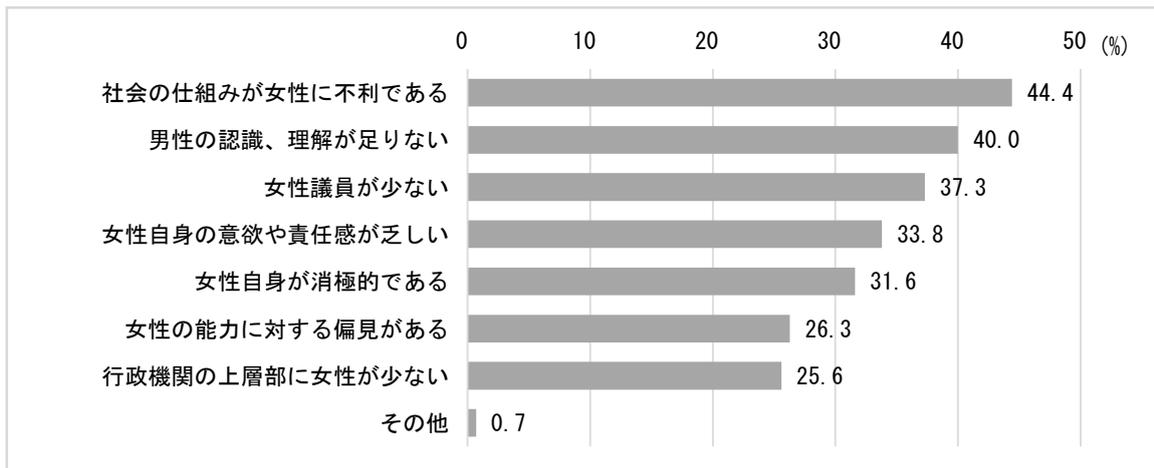
反映されない理由は、「社会の仕組みが女性に不利である」「男性の認識、理解が足りない」という回答がともに4割以上となっており、女性の意見を政治や行政に反映させるためには、いかにして政策・方針決定過程等への女性の参画を進めていくかが課題となっています。

図. 女性意見の政治・行政への反映



資料：平成29年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

図. 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」考え方についての意見（複数回答）



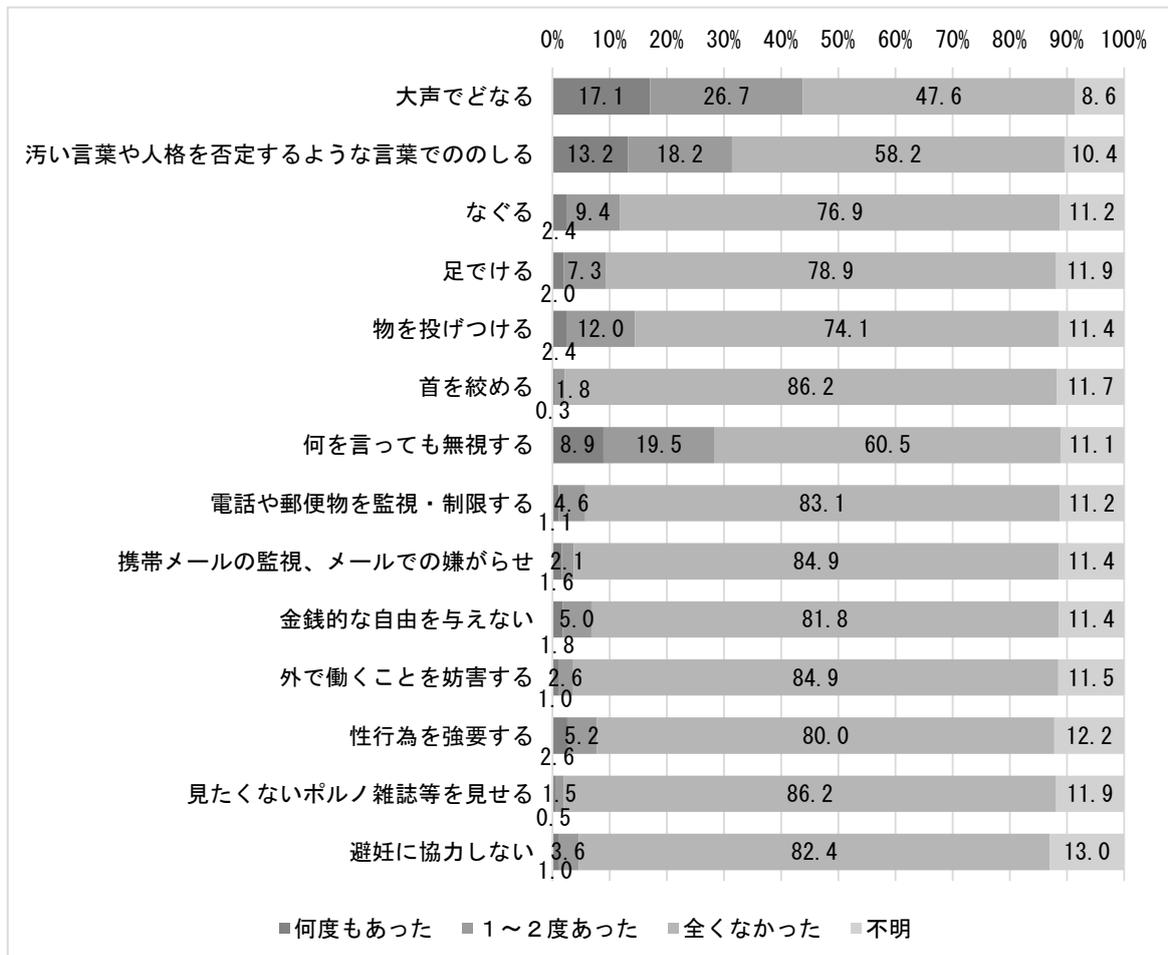
資料：平成29年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

③DV（配偶者やパートナーからの暴力）

近年、配偶者やパートナーからの暴力が新たな問題として顕在化しています。

DVを受けた経験について、「大声でどなる」「汚い言葉や人格を否定するような言葉でのしる」の回答が、「何度もあった」「1～2度あった」を合わせると3割以上となっていることから、本市においても、早急に解決していく必要があります。

図. DVを受けた経験



資料：平成29年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

※男女共同参画に関するアンケート

- 1 実施目的 小矢部市男女共同参画プラン(第2次)後期実施計画策定の基礎資料とする。
- 2 調査地域 小矢部市全域
- 3 対象者 小矢部市在住の満20歳以上の男女1,400人を無作為抽出
- 4 調査期間 平成29年6月9日～6月26日
- 5 調査方法 郵送調査
- 6 有効回答 615件(43.9%)

(3) 世界・国・県・小矢部市の動き

1) 世界の動き

国連は、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」とし、それに続く1985年(昭和60年)までを「国連婦人の10年」と定めて、以降女性の地位向上のための取組を本格的に開始しました。

1979年(昭和54年)の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の採択、1985年(昭和60年)の「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」等を経て、1995年(平成7年)に「第4回世界女性会議」(北京会議)が開催され、2000年(平成12年)までの行動指針である「北京宣言及び行動綱領」が採択され、女性のエンパワーメントを図るための課題が提示されました。

2000年(平成12年)の「女性2000年会議」(ニューヨーク)では、「北京宣言及び行動綱領」の目的と目標の達成に向け「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」が採択されました。

2005年(平成17年)の「第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)」(ニューヨーク)では、「北京宣言と行動綱領」の完全実施に向けて、取組の必要性を再確認する宣言を採択しました。

2010年(平成22年)「第54回国連婦人の地位委員会(北京+10)」、2015年(平成27年)に「第59回国連婦人の地位委員会(北京+10)」が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」の実施の確認等が協議されました。

2) 国の動き

国においては、1977年(昭和52年)、「国内行動計画」が策定され、以後、計画的な取組が推進されています。

1994年(平成6年)には、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置され、1996年(平成8年)には「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999年(平成11年)には男女の人権の尊重等を基本理念とした「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置付けられました。また、男女共同参画社会基本法に基づいて、2000年(平成12年)には、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、2001年(平成13年)に内閣府に「男女共同参画会議」が設置され、また、同年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に取り組むことになりました。さらに、2003年(平成15年)には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的とした「次世代育成支援対策推進法」(以下「次世代法」という。)が制定されました。(平成27年3月末までの時限立法でしたが、平成26年4月に次世代法が改正され、法律の有効期限が平成37年3月末まで10年間延長されました。)

2015年(平成27年)には、「女性活躍推進法(平成38年3月末までの時限立法)」が成立するとともに、同年12月には、男性中心型労働慣行等の変革等の視点を踏まえた「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、2017年（平成29年）には、「長時間労働の是正」、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」、「女性・若者が活躍しやすい環境整備」等の9の柱立てからなる「働き方改革実行計画」が働き方改革実現会議において決定されました。

3) 富山県の動き

富山県においては、1981年（昭和56年）の「婦人の明日をひらく富山県行動計画」、1987年（昭和62年）に「21世紀をめざすとやま女性プラン」、1992年（平成4年）に「新とやま女性プラン」、1997年（平成9年）に「とやま男女共同参画プラン」を策定し、女性の地位向上の取組を進めてきました。

2001年（平成13年）に、「富山県男女共同参画推進条例」を制定し、同年、この条例に基づく「富山県民男女共同参画計画」が策定されました。

2007年（平成19年）には、「富山県民男女共同参画計画（第2次）～ともに築き輝く男女共同参画社会の実現～」、2012年（平成24年）には、「富山県民男女共同参画計画（第3次）～男女がともにつくる未来とやま～」が策定されました。

併せて、2006年（平成18年）に策定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（富山県DV対策基本計画）」については、DV防止法の改正に伴い、更なる被害者支援対策を図るため、2009年（平成21年）、2016年（平成28年）に計画が改定され、現在、社会全体で配偶者やパートナーからの暴力（DV）の根絶を目指しています。

4) 小矢部市の動き

小矢部市においては、婦人会を中心として、女性の地域活動が推進されてきた中で、1992年（平成4年）に、連合婦人会をはじめとする福祉・産業・ボランティア等各分野の23団体が結束し、「小矢部市女性団体連絡協議会」が結成され、「小矢部市女性議会」や「女性フォーラム」を開催するなど、女性の地位向上や男女共同参画の実現に向けた様々な活動が展開されています。

また、小矢部市男女共同参画推進員が中心となり、男女共同参画市民フォーラムや各地区等での出前講座、各種意識調査、市広報によるPR、男女共同参画PR誌「ぼだい樹」の発行等の啓発事業に取り組んできました。

2003年（平成15年）には、第1次計画として「小矢部市男女共同参画プラン～女と男が輝く豊かなまち おやべ～」を策定、2013年（平成25年）3月に「小矢部市男女共同参画プラン（第2次）～自分らしく ともに歩む まちづくり～」を策定し、諸施策を実施してきました。

なお、この計画の進行管理を行うことを目的として、2006年（平成18年）に「小矢部市男女共同参画推進協議会」を設置、その後2017年（平成29年）に改めて「小矢部市男女共同参画推進会議」として設置しました。

さらに、2014年（平成26年）12月22日には、男女共同参画社会の実現に向けて「小矢部市男女共同参画都市宣言」を行い、市民意識の一層の高揚と気運の醸成を図ってきました。